

**令和6年**

## **6/1～6/30 に限り、公・共有林の入山規制を解除します**

**タケノコ等林産物の収穫を保証するものではありません**

高山村公・共有林管理協議会（高山村・高山村外一市一町財産組合・牧区・山田生産森林組合）では、山田牧場周辺（高山村大字奥山田字山田入の一部）及び万山望周辺（高山村大字牧字湯沢滝沢の一部）の山林について、山火事及び遭難等を防止するため、通年入山を規制しています。

ただし、以下の期間中は入山管理協力金を納入いただくことで入山することができます。

なお、公・共有林地は標高差があることや、気温や日当たりなどの気象条件等によってネマガリダケなど林産物の生育に大きな影響が及ぶことから、入山された場所で必ず山菜が収穫できることを保証しているものではありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

### ▼入山できる期間及び時間

6月1日（土）～6月30日（日）  
日の出から午後2時まで（遭難防止のため）

### ▼入山方法

入山前に協力証発行場所において、入山管理協力金を納入し入山してください。協力金を納入しないで入山した場合は、後納分を納入いただきます。  
なお、市役所、町村役場では土・日の協力金の納入はできませんので、現地発行所での納入をお願いします。

### ▼協力証発行期間及び場所

5月29日（水）～6月28日（金）  
高山村役場総務課、須坂市役所財政課、小布施町役場企画財政課  
6月1日（土）～6月30日（日）  
現地発行所2箇所（裏面参照）

▼協力金	シーズン券	10,000円／人・シーズン
	前納・当日券	1,000円／人・日
	後納券	1,500円／人・日

## ▼注意事項

- ・ 遭難による死亡事故が発生しています。必ず携帯電話や笛などをもって複数名で入山してください。
- ・ 入山の際は、協力証を車のフロントガラスに掲示するなど、外部から見えるようにしてください。
- ・ 他の交通に支障を及ぼす場所に駐車しないでください。
- ・ 山火事防止のため、タバコの投げ捨て、たき火等は絶対にしないでください。
- ・ 高山植物の採取等は禁止されています。
- ・ 巡視員の指示に従うとともに、ゴミ、空き缶等は必ずお持ち帰りください。
- ・ 群馬県側への入山は禁止されています。

